

10 精神保健福祉対策

〔現況及び施策の方向〕

令和6年3月に策定した「第5次広島県障害者プラン」に基づき、「相談体制の充実」、「精神疾患の早期発見、治療体制の充実」、「社会復帰対策等の充実」を柱に、保健、医療、福祉施策の総合的な取組を行っている。

あわせて、依然深刻な自殺問題に対し、令和5年3月に策定した「いのち支える広島プラン（第3次広島県自殺対策推進計画）」に基づき、地域自殺対策強化交付金等を活用した総合的な自殺対策を展開するほか、令和6年3月に策定した「広島県依存症対策推進計画」に基づき、アルコール健康障害対策及びギャンブル等依存症対策を一体的な依存症対策として推進している。

また、外傷性脳損傷、脳血管障害等の後遺症により認知障害等を呈する高次脳機能障害者に対する医療・福祉対策を推進している。

第1表 精神疾患を有する者の県内推計値

(単位 千人)

血管性及び 詳細不明の 認知症	精神作用 物質使用 による精 神及び行 動の障害	統合失調 症、統合 失調症型 障害及び 妄想性障 害	気分〔感 情〕障害 (躁うつ病 を含む。)	神経症性 障害、ス トレス関 連障害及 び身体表 現性障害	その他の 精神及び 行動の障 害	アルツハ イマー病	てんかん	合 計
11	-	16	33	30	25	20	8	143

(注) 令和5年の厚生労働省患者調査による。

第2表 精神病床を有する病院及び精神科を標榜する病院・診療所の状況

(単位 床、人、%)

区 分	精神病床を有する病院				その他の病院 ・ 診療所数
	病院数	病床数(床)	入院患者数(人)	病床利用率(%)	
令和6年度	26	5,750	4,816	83.8	82
令和5年度	26	5,750	4,822	83.9	80
令和4年度	28	5,850	4,950	84.8	81

(注) 1 広島市を除く。

(注) 2 各年度とも6月30日現在の数である。

(注) 3 その他の病院・診療所とは、精神科を標榜する病院・診療所のうち精神病床を有しない機関。

第3表の1 精神科病院入院患者の状況(疾患別)

(単位 人)

区 分	症状性を含 む器質性 精神障害	精神作用 物質によ る精神及 び行動の 障害	統合失調 症、統合 失調症型 障害及び 妄想性障 害	気分(感 情)障害	神経症性 障害、ス トレス関 連障害及 び身体表 現性障害	てんかん	その他の 精神及び 行動の障 害	合 計
令和6年度	1,650	367	1,980	393	55	37	334	4,816
令和5年度	1,556	368	2,110	397	53	41	297	4,822
令和4年度	1,574	372	2,198	401	62	42	301	4,950

(注) 1 広島市内の精神科病院に入院中の者を除く。

(注) 2 6月30日現在の数である。

第3表の2 精神科病院入院患者の状況(入院形態別)

(単位 人)

区 分	措置入院	医療保護入院	任意入院	そ の 他	合 計
令和6年度	34	2,281	2,465	36	4,816
令和5年度	46	2,355	2,392	29	4,822
令和4年度	46	2,382	2,483	39	4,950

(注) 1 広島市内の精神科病院に入院中の者を除く。

(注) 2 各年度とも6月30日現在の数である。

〔事業の内容〕

1 医療対策

精神障害者の人権に配慮した適正な医療を確保する。

(1) 医療費公費負担事業（予算額 206,653 千円）

精神保健福祉法第 27 条による診察の実施及び措置入院者の医療費の公費負担等を行う。

（昭和 25 年度創設）

第 4 表 措置診察及び措置入院実施状況

（単位 件、人）

区 分	診 察 件 数	入院者数
令和 6 年度	112	97
令和 5 年度	121	112
令和 4 年度	144	121

（注）1 広島市を除く。（広島市内の精神科病院に入院中の者を含む。）

（注）2 入院者数は各年度中に新規入院となった数である。

(2) 入院者処遇向上対策事業（予算額 29,884 千円）

精神医療審査会において、精神科病院入院者病状報告等を審査するほか、退院及び処遇改善請求の可否を審査することにより、入院患者の処遇向上を図る。また、「精神保健福祉法」に基づき、精神科病院の業務従事者による虐待を受けた患者に係る通報窓口を設置し、精神科病院における虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応及びその後の適切な支援の確保を図る。（昭和 63 年度創設）

第 5 表 精神医療審査会審査実績

（単位 件）

区 分	医 療 保 護 入 院			措 置 入 院		退 院 請 求	処 遇 改 善 請 求
	入 院 届	定 期 報 告	更新届	決定報告	定期報告		
令和 6 年度	2,230	181	1,676	91	64	11	1
令和 5 年度	2,340	1,660	—	—	76	13	5
令和 4 年度	2,200	1,628	—	—	90	32	11

（注）広島市を除く。

(3) 精神科救急医療システム運営事業（予算額 33,076 千円）

緊急な医療を必要とする精神障害者に対し、迅速かつ適切な医療を確保するため、365 日 24 時間体制で精神科救急医療システムの運営を行い、精神障害者が安心して地域で生活できる基盤を整備する。（平成 8 年度創設）

第 6 表 精神科救急医療システム運営状況

◇ 精神科救急情報センター

（単位 人）

区 分	相 談	医療機関等紹介	医 療 相 談	救 急 連 絡	合 計
令和 6 年度	1,309	250	13	60	1,632
令和 5 年度	1,840	259	7	97	2,203
令和 4 年度	1,479	37	0	49	1,565

（注）広島市を含む。

◇ 精神科救急医療施設

（単位 件、人）

区 分	相談のみ	診 療	診療のうち入院	合 計	うち搬送件数
令和 6 年度	2,732	763	322	3,495	395
令和 5 年度	3,422	737	296	4,159	244
令和 4 年度	2,576	640	288	3,216	214

（注）広島市を含む。

◇ 精神科救急医療センター

区 分	入院件数（人）
令和 6 年度	128
令和 5 年度	128
令和 4 年度	121

（注）広島市を含む。

2 保健対策

精神障害者の早期治療を促進するとともに、地域住民の精神的健康の保持増進を図る。

(1) 精神保健福祉相談支援事業（予算額 2,112 千円）

保健所において、専門医や精神保健福祉相談員による一般精神保健や認知症、うつ病、ひきこもり等に関する相談、家庭訪問等の支援を実施する。

第7表 保健所における精神保健福祉相談支援事業の実施状況

(単位 人)

区 分	来所相談	訪問指導	電話相談等
令和5年度	187	71	3,654
令和4年度	180	50	2,450
令和3年度	128	61	2,601
令和2年度	198	68	3,319

(注) 1 相談、訪問指導は実人員である。

(注) 2 電話相談等は、電話及び電子メールによる相談で延人員である。

(2) こころの電話相談事業（予算額 1,750 千円）

特定非営利活動法人F O O T & W O R Kに委託して、こころの電話相談事業を実施し、広く県民の心の悩みに対応する。(昭和58年度創設)

・電話番号 (080)8230-6037

・相談時間 水・土曜日(ただし、休日、祝日、12月29日～1月3日を除く。)

9:00～12:00/13:00～16:30

第8表 電話相談事業の実施状況

(単位 件)

区 分	こころの電話相談			
	本 人	家 族	そ の 他	合 計
令和6年度	1,206	24	3	1,233
令和5年度	1,015	17	5	1,037
令和4年度	1,405	83	3	1,491

(3) ひきこもり地域支援センターの設置（予算額 11,347 千円）

ひきこもりに特化した相談窓口を開設。本人や家族の支援を行うとともに、関係機関との連携や情報共有を図り、広域的・専門的なひきこもり支援体制を構築する。(平成24年度創設)

第9表 広島ひきこもり相談支援センター相談事業の実施状況

(単位 件)

区 分	電話相談	メール相談	来所相談	その他(訪問等)	合 計
令和6年度	1,943	807	1,987	1,011	5,748
令和5年度	1,747	1,025	2,169	753	5,694
令和4年度	2,088	1,102	2,174	551	5,915
令和3年度	2,344	715	2,344	1,079	6,482

(4) いのち支える広島プラン推進事業（予算額 80,023 千円）

令和5年3月に策定した「いのち支える広島プラン(第3次広島県自殺対策推進計画)」に基づき、地域自殺対策強化交付金等を活用して、人材育成、相談支援事業や市町の自殺対策への支援などを実施するほか、自殺リスクの高い自殺未遂者への支援を行う。また、自殺対策推進センターによる情報発信及び関係機関連携の強化等により自殺対策の一層の推進を図る。(平成19年度創設)

第 10 表 自殺者数及び自殺死亡率

区 分	自殺者数（人）	自殺死亡率
令和 5 年	429	16.0
令和 4 年	469	17.3
令和 3 年	480	17.6

(注) 自殺死亡率は人口 10 万対

【出典】 厚生労働省人口動態統計

(5) 高次脳機能障害支援体制整備事業（予算額 10,110 千円）

県立総合リハビリテーションセンターに、中核的支援機関として高次脳機能センターを設置するとともに、二次医療圏ごとに指定する地域支援センター等と連携することにより、高次脳機能障害に対する医療からリハビリテーション・社会復帰までの一貫した支援を行う体制を整備する。（平成 18 年度創設）

(6) 認知症医療・介護連携強化事業（予算額 42,848 千円）

早期に専門的な医療が提供できるよう、専門医療相談等を行う「認知症疾患医療センター」を設置・運営する。

また、この取組を通じて医療機関が介護関係機関等と連携することにより、認知症の医療と介護の切れ目のない提供体制を構築する。（平成 22 年度創設）

(7) 依存症対策推進事業（予算額 4,470 千円）

依存症（アルコール健康障害、ギャンブル等）の発生、進行及び再発・回復の各段階に応じた対策を適切に実施するため、人材育成や相談拠点機関の充実、民間団体等の関係機関と連携した支援体制を整備することで、依存症及び関連する重大な社会問題の発生の低減を図る。（平成 29 年度創設）

(8) 精神障害者地域生活支援事業（予算額 46,213 千円）

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムを推進する。（平成 30 年度創設）

- ・保健・医療・福祉関係者による協議会開催
- ・精神障害者の家族支援に係る事業
- ・措置障害者の地域生活支援に係る事業
- ・精神障害者の地域移行関係職員に対する研修に係る事業
- ・精神障害者の住まいの確保支援に係る事業
- ・ピアサポートの活用に係る事業
- ・包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業

3 地域福祉対策

精神障害者は日常生活への援助が必要な福祉の対象者であることから、地域生活に必要な諸施策を推進する。

(1) 地域精神保健福祉対策事業（予算額 20,830 千円）

税制上の優遇措置、県立施設使用料の減免、一部公共交通機関の運賃割引等が受けられる精神障害者保健福祉手帳の交付（平成 7 年度創設）、地域における障害者の活動を支える家族会への助成、精神障害に対する県民の理解を深めるための普及啓発を行う。（平成 15 年度創設）

第 11 表 精神障害者保健福祉手帳の所持者数

(単位 人)

区 分	1 級	2 級	3 級	計
令和 6 年度	742	12,644	8,757	22,143
令和 5 年度	790	12,492	7,826	21,108
令和 4 年度	857	12,360	7,138	20,355

(注) 広島市を除く。

第 12 表 精神障害者保健福祉手帳新規交付数

(単位 人)

区 分	1 級	2 級	3 級	計
令和 6 年度	43	880	1388	2,311
令和 5 年度	63	855	1,228	2,146
令和 4 年度	59	991	1,094	2,144

(注) 広島市を除く。

4 技術支援活動

総合精神保健福祉センターでは、保健所や市町など地域における関係機関と連携しながら、精神保健の向上及び精神障害者福祉の増進を図っている。

(1) 地域支援活動（予算額 45,235 千円）

精神保健福祉施策の動向を踏まえ、精神保健福祉相談事業のほか、思春期精神保健事業、地域依存症対策事業、自殺対策事業などを実施している。

また、県内の保健所や市町など関係機関を対象とした人材育成や事業の企画運営などの技術指導、調査研究、普及啓発を推進している。

(2) リハビリテーション事業（予算額 29,612 千円）

対象を特化した 2 コースの精神科デイケア（青年期、リカバリー）と併せて、通所者家族への心理教育として家族教室を行っている。

また、令和 2 年度より少人数グループでの活動や学習を行うデイケア等導入試行プログラム（プティパ）を実施している。

ア 青年期コース

（定員 35 人、週 3 日：月・木・金曜日 ※不定期で火・水曜日に短期セミナー実施）

精神疾患、ひきこもり及び発達障害等により青年期の発達課題達成に困難があり、精神科通院治療を受けている概ね 15 歳から 30 歳までの人を対象に、対人関係や社会生活のスキルを伸ばし、社会参加できることを目標にしたリハビリテーションを行う。

イ リカバリーコース

（定員 15 人、週 3 日：月・木・金曜日 ※不定期で火・水曜日に短期セミナー実施）

うつ状態や社会不安症等（統合失調症は除く。）で精神科通院治療を受けている概ね 25 歳から 55 歳までの人を対象に、対人関係や社会生活のスキルを伸ばし、復職準備、再就職や自立的生活を目標にしたリハビリテーションを行う。

ウ デイケア等導入試行プログラム（プティパ）（月２日：第１・３水曜日）

対人関係上の不安や難しさ（社会不安障害やコミュニケーション困難）を感じており、主治医と当センター医師が集団活動を有効と判断した人を対象に、小人数で同じ時間を過ごしつつ、ゆっくりと自己表現など様々な活動の体験を重ね自己肯定感を育み、デイケア等へのスムーズな移行を目指す。

第 13 表 総合精神保健福祉センター相談指導状況

（単位 回、人）

区 分		令 和 4 年 度			令 和 5 年 度			令 和 6 年 度		
事 業 名		開設回数	実人数	延人数	開設回数	実人数	延人数	開設回数	実人数	延人数
個別	総 数	484	—	4,436	486	248	5,000	486	227	5,054
	面接相談	242	274	2,331	243	248	2,270	243	227	2,040
	電話相談	242	—	2,105	243	—	2,730	243	—	3,014
集団	総 数	139	117	420	134	112	455	126	95	419
	思春期精神保健事業	13	25	112	9	23	123	9	27	109
	地域依存症対策事業	112	67	264	109	64	291	99	45	280
	自殺対策事業	5	14	23	5	12	18	6	9	16
	デイケア事業	9	11	21	11	13	23	12	14	14

第 14 表 総合精神保健福祉センター活動状況

（単位 回、人）

区 分		令 和 4 年 度		令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
		実施回数	参加延人数	実施回数	参加延人数	実施回数	参加延人数
センター 部 門	技術指導・技術援助	156	1,249	74	1,056	81	1130
	教 育 研 修	34	881	48	1,572	51	1899
	広 報 普 及	0	0	4	87	6	31
	調 査 研 究	2	31	1	75	2	126
	相 談 指 導	17	53	22	109	17	85
	組 織 育 成	11	159	5	33	2	13
	各 種 委 員 会 等	43	968	36	852	39	1502
リハビリ 部 門	デ イ ケ ア	144	1,456	136	914	142	711
	家 族 教 室	9	21	11	23	12	14
	デイケア導入プログラム	10	11	17	21	22	27